

山形県受動喫煙防止条例等の施行に向けた取組みについて

1 県民への周知啓発

＜責務＞ ・ 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい理解
 ・ 喫煙マナーを遵守し、望まない受動喫煙を防止

(1) イベント等における周知啓発活動

県、市町村、関係団体、民間企業が実施するイベント（日本一さくらんぼ祭り、やまがた健康フェアなど）、会議及び研修会等の様々な機会を捉え受動喫煙による健康影響や喫煙マナー、条例及び改正健康増進法の周知啓発を図る。

(2) ホームページ等による周知啓発の実施

県ホームページ、県・市町村の広報誌、フェイスブック等を活用し、受動喫煙による健康影響、喫煙マナー、条例及び改正健康増進法の周知啓発を図る。

【参考】 県民のあゆみ3月号への掲載（別紙のとおり）

2 事業者及び施設の管理権原者への周知啓発

＜責務＞ ・ 施設における望まない受動喫煙防止に係る環境整備への取組
 ・ 従業員への望まない受動喫煙防止対策及び望まない受動喫煙防止に関する教育の実施
 ・ その業種ごとに組織する団体における、望まない受動喫煙防止運動の実施

(1) パンフレットの配布、ポスターの掲示

業界団体や協会けんぽなどの関係機関と連携し、事業者にはパンフレットの配布を行う他、公共機関へのポスターの掲示を行い、事業者が講ずべき対策等について周知を行う。

(2) 受動喫煙防止対策の説明の実施

生活衛生同業組合などの各業界団体等が開催する会合等に、健康づくり推進課、保健所職員が出向いて、事業者が講ずべき対策等について説明を行う。

(3) 職員出前講座の実施

保健所において、事業所などを対象に職員出前講座を実施し、受動喫煙による健康影響等や事業者が講ずべき対策等について周知啓発を図る。

(4) 巡回訪問の実施

保健所において、民間施設（飲食店等）を巡回訪問し、講ずべき対策等について周知を行う。

(5) 事業者等からの相談に対応

各保健所において、事業者等からの相談等に対応する。（相談体制の充実）

【飲食店】

- ① 食品衛生協会主催の食品衛生責任者講習会において、飲食店等の施設管理者に対して、講ずべき対策等について説明を行う。
- ② 受動喫煙防止のための施設設備を行う飲食店を支援するための助成制度を実施する。
- ③ 「禁煙標識」を作成し、屋内禁煙に取り組む飲食店に配布する。

3 保健医療及び教育関係者への周知啓発

<p>＜責務＞ ・望まない受動喫煙の防止のための情報発信及び教育の実施 ・県、市町村が実施する望まない受動喫煙の防止の取組への協力</p>

(1) ポスターの掲示

医療機関等にポスターを送付し、施設への掲示等を通して、受動喫煙による健康影響、条例及び改正健康増進法の周知啓発を図る。

(2) 出前講座の実施

保健所等において、学校などで出前講座を実施し、未成年者の喫煙防止や受動喫煙による健康影響等についての周知啓発を図る。

(3) 受動喫煙防止等への取組み

保健所において、市町村における母子健康手帳交付から妊産婦・乳幼児健診等の際に、市町村、医療機関と連携し、禁煙支援や受動喫煙防止に関する周知啓発を図る。

4 保護者への周知啓発

<p>＜責務＞ ・子どもへの受動喫煙の防止及び教育</p>

(1) 受動喫煙防止啓発用リーフレットの配布

各児童施設、各小中学校に全園児、児童、生徒分の受動喫煙防止啓発用リーフレットを送付し、子ども通じて、保護者にリーフレットを配布し受動喫煙防止等の周知啓発を図る。

(2) 受動喫煙防止等への取組み（再掲）

保健所において、市町村における母子健康手帳交付から妊産婦・乳幼児健診等の際に、市町村、医療機関と連携し、禁煙支援や受動喫煙防止に関する周知啓発を図る。